

陳 情 文 書 表

| | |
|--|---|
| 平 2 8 陳 情 第 1 5 号 | 平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 受 理 |
| 件 名 | 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 6 F 神奈川県労働組合総連合 議長 福田 裕行 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>アベノミクスによる異次元の金融緩和によって、大企業や富裕層の所得は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。雇用の流動化が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万以下というワーキングプアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も結婚も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという貧困の連鎖も社会問題化しています。</p> <p>2016年度に改定された地域別最低賃金は、全国の加重平均で823円と初めて800円を超えましたが、なお先進国で異常に低い水準のままです。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは日本国憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。そして最も高い東京で時給932円（神奈川県は時給930円）、最も低い地方は、時給714円です。時給で218円にまで広がった地域間格差が、地方からの労働力流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。</p> <p>安倍首相は、「最低賃金について、毎年3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指す」、「GDP目標600兆円にふさわしい最低賃金にする」と表明しました。しかし毎年3%程度の引上げでは、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした、雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしすることになり、政治的決断で、直ちに1,000円に引き上げるべきです。</p> <p>あわせて、中小企業への助成や融資、仕事おこしや単価改善につながる施策</p> | |

を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに、公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保護水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、地域別最低賃金の原則として、「労働者の生計費及び賃金」に海外でもほとんど例のない「事業の賃金支払能力」が併記されています。政府や事業者側はこれを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者の賃金を指標としています。この生計費原則を無視した地域別最低賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

日本国憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法第1条で、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならない趣旨を定めています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金をすぐに時給1,000円以上に引き上げること。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、中小企業の負担を軽減するため、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現し、支援策を拡充すること。
- 4 政府は、中小企業に対する代金の買いたたきや支払い遅延などをなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法（下請代金支払遅延等防止法・下請中小企業振興法）、独占禁止法を改正すること。
- 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。